

## 平成27年度米子市地域密着型サービス事業者選定基準

### (趣旨)

第1条 この選定基準は、米子市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型（介護予防）サービスの計画的な整備を進めるため、指定地域密着型（介護予防）サービス事業を行う者の公募による選定を円滑に行うための基準を定めるものである。

### (選定の基準)

第2条 別紙1に定める必須項目については、1項目でも要件を満たしていない場合は失格とする。

2 選定は、提出された事業計画書の内容を別紙1に定める評価項目の基準による採点を行うことに加え、別紙2に定める項目について事業計画者へのヒアリングを実施し、採点を行い、各項目の合計点をもって行うものとする。

(1) 別紙1 地域密着型（介護予防）サービス事業者選定基準

(2) 別紙2 地域密着型（介護予防）サービス事業者選定に係るヒアリング項目

### (その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が別に定めるものとする。

### 附 則

この選定基準は、平成27年 月 日から施行する。

別紙 1

地域密着型（介護予防）サービス事業者選定基準（案）

1 必須項目（1項目でも欠けていたら失格）

1	応募書類提出時に法人であること。また、介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定）及び第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービスの指定）に該当しないこと
2	事業所の設置場所は、米子市が指定した日常生活圏域とすること
3	「米子市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守すること
4	土地・建物とも都市計画法、農振除外、消防法等の許認可等が得られる見通しであること
5	土地・建物は自己所有又は賃貸借契約等で確実に確保できることが確認できること
6	土地は、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと
7	事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費（人件費及び経費（直接介護費・一般管理費））の12分の3以上に相当する額を確保できていること
8	最新の貸借対照表または、これに準ずる書類において、債務超過になっていないこと
9	資金計画及び収支計画が適正であること
10	米子市が定めた期間内に事業を開始できること
11	事業者が、市税を滞納していないこと

2 評価項目（加点、減点方式）

評価項目及び評価の目安		配点
・設置主体について		
1	鳥取県内で、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護保険施設のいずれかの実績を有している	10
2	法人が経営する介護保険の鳥取県内の事業所に対し、前年度、前々年度に勧告または命令が行われたことがない	
・立地条件について		
3	事業予定地が同種地域密着型サービス事業所と極端に近接しないこと（米子市内に限る）	10
4	事業予定地より半径500m以内に避難施設等があること	
5	地域住民（自治会や町内会等）に対する説明がなされ、選定されることが条件であるので、事業化されない場合があることも含めて了承を得ていること	
6	全ての隣接地権者に説明がなされ、選定されることが条件であるので、事業化されない場合があることも含めて了承を得ていること	

・事業の運営方針について		
7	地域包括ケアシステムに対する理解が深く、今後事業所を地域の拠点として地域住民と交流していく計画があること (交流の内容は、介護予防研修会や介護相談等)	10
8	計画事業所は、介護保険法の規定による指定がなされた場合には、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定を受けることとしていること	
9	事業所内での事故について、適切な対応方針があり、マニュアルが整備されていること	
10	苦情処理についての体制が適切に構築されていること	
11	火災、地震、風水害等の非常災害時の利用者の安全確保のため、具体的な計画が整備され、かつ訓練等も定期的に行われていること	
12	高齢者虐待防止対策のマニュアルを作成しており、職員に対して定期的に研修が行われていること	
13	歯科医療機関等を含む協力医療機関との連携体制が構築されていること	
・人員配置について		
14	管理者及び計画作成担当者は、同種地域密着型サービス事業所で一定の経験がある者を配置予定であること	10
15	職員の知識及びスキルアップのための定期的な研修を計画していること	
・設備について		
16	建築基準法第2条に規定する耐火建築物または準耐火建築物であること	10
17	防災対策のため耐震化設備及びスプリンクラー等の設置がなされていること	
18	居室、居間及び食堂、浴室が2階以上の階にある場合は、エレベーターが設置されていること	
19	居室・トイレ・浴室にナースコール等の緊急通報システムを設置していること	
20	居間及び食堂が同一の場所でない、または同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること	
21	全ての居室に収納スペース（押入れと同等で壁芯で0.8㎡以上のもの）があること	
22	全ての居室に、歯磨き・洗面・整容などを行える洗面台が確保していること	
23	利用者が利用できるトイレの半数以上が車椅子対応であること（概ね内法で2.7㎡以上とする。出入口の幅は、内法で80cm以上とすること）	
24	10名以上で会議を行うことができる、地域交流を目的とするスペースを別に設置していること	
	点 数	

別紙2

地域密着型（介護予防）サービス事業所選定に係るヒアリング項目

		配点
1	法人の基本理念及び施設の運営方針及び新設する事業所の設計、設備面における特徴や工夫について	10
2	提供するサービスの評価と質の向上について	10
3	高齢者虐待防止策について	10
4	従業員の確保と資質向上について	10
5	地域における地域密着型サービス事業所の役割と連携について	10
点 数		50